

平成30年第7回 松山市教育委員会定例会

(高木事務局次長)

教育委員会定例会を始めさせていただきます。  
一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(高木事務局次長)

ご着席をお願いいたします。

(教育長)

ただいまから平成30年第7回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりでございます。

まず、本日の会議録署名人に牛山委員を指名いたします。

ここでお知らせをいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、7人の傍聴を許可しておりますので、ご報告をいたします。

あわせて、カメラ等も許可をしておりますので、申し上げておきます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時には、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第18号「社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

吉岡地域学習振興課長から説明を求めます。

(吉岡課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料1ページをお願いします。

議案第18号「社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、4名が退任し、新たに4名の委員を委嘱するものです。

お手元の資料2ページをお願いします。

退任される方は、小中学校PTA連合会会長や中学校長会会長など、所属団体での役員交代に伴い、社会教育委員の辞任願が教育委員会に提出されたものです。

また、今回、委嘱を予定している方は、それぞれ退任者の後任として、所属団体で新たに役職に就任されている方々となっています。

なお、任期は、前任者の残任期間となりますので、平成30年7月10日から平成31年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

(教育長)

傍聴人2名おいでますので、入室の許可をいたします。

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、意見等もないようでございますので、採決をいたします。

議案第18号「社会教育委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第19号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

吉岡地域学習振興課長から説明を求めます。

(吉岡課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料4ページをお願いします。

議案第19号「公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、9名が退任し、新たに11名の委員を委嘱するものです。

まず、退任される方につきましては、小学校や中学校PTA会長などの、地域で就任している役員の交代等の理由により、公民館運営審議会委員の辞任願が教育委員会に提出されたものです。

また、今回、委嘱を予定している方々は、先ほどの退任者の後任、また、既に委員を辞任されている方の後任として、中学校長や小・中学校PTA会長などの役職に就かれている方々となっています。

なお、任期は、前任者の残任期間となりますので、平成30年8月1日から平成31年3月31日までとなっています。

ただし、資料5ページ上から3人目の、立花祐二氏は、今回、新たに委嘱を行うため、任期は平成30年8月1日から平成32年7月31日までの2年でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいですか。

それでは、議案第19号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

杉野中央図書館事務所長から説明を求めます。

(杉野所長)

はい、中央図書館事務所でございます。

よろしくお願ひいたします。

議案書8ページをお願いします。

議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」ご報告いたします。

図書館法の規定に基づき、松山市立図書館条例第5条において、館長の諮問機関として、松山市立図書館協議会を松山市立図書館に設置し、同協議会委員につきましては、教育委員会において任命をいただいております。

今回、松山市小中学校PTA連合会副会長の交代によりまして、龍田香奈協議会委員が退任することになったために、前任者の残任期間について後任の吉川陽子氏を任命させていただいており、お願ひするものでございます。

委員の任期は、平成31年7月11日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、意見もないようでございますので、採決をいたします。

議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 報告第7号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

事務局次長の大本です。

よろしく願いいたします。

それでは、報告第7号「学校評議員の委嘱について」ご報告をいたします。

資料は10ページ、11ページです。

学校評議員の委嘱につきましては、去る5月15日に開催されました第6回教育委員会定例会にて、ご審議いただき、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、学校評議員の委嘱を決定していました。

その後、湯築小学校と久米小学校の2校から役員改選に伴う学校評議員変更の申し出がありましたので、松下佳奈氏、大西孝史氏両名の委嘱を見送り、7月1日付で、後任である萩森亜希子氏、一色康洋氏を委嘱いたしました。

これらは教育長の専決処理にて実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、今回、ご報告するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第7号「学校評議員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第5 説明事項「松山市立中学校の部活動の方針(案)について」を議題といたします。

岸保健体育課部活動支援担当課長から説明を求めます。

(岸担当課長)

保健体育課部活動支援担当の岸です。

どうぞよろしく願いいたします。

お手元資料の13ページをお願いいたします。

委員の皆様もご存じのとおり、本年3月19日に、スポーツ庁が、運動部活動の運営の適正化に向けて、活動時間及び休養日の設定、その他、適切な部活動の取り組みに関する基本的な事項や留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

この中で、市区町村の教育委員会は、国のガイドラインと、それに則り作成された都道府県の方針を参考にしながら、「設置する学校の部活動の方針」を策定することが示されております。

そこで、「国のガイドライン」と、6月27日に策定された「愛媛県の方針」を参考に、学校現場の意見を反映させた「松山市立中学校の部活動の方針(案)」を策定したものであります。

国のガイドラインの対象は運動部活動に限定されていますが、国からの通知では、文化部活動に関してもガイドラインに準じた取り扱いをすることが示されており、松山市では教職員の働き方改

革と生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することを目的に、運動部・文化部の区別なく方針（案）を策定いたしました。

お手元の資料を基にポイントを中心に説明させていただきます。

「松山市の方針（案）」のポイントの1つ目は、休養日の拡大と活動時間の明示です。

資料16ページ「5適切な休養日等の設定」をご覧ください。

(1)休養日の設定については、国の基準と同様に、週当たり2日以上休養日を設定し、そのうち平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上としました。

このことにより、これまで週当たり1日以上の休養日としていたものを2日以上に拡大します。

また、休養日に活動した場合は、他の日に振り替えること、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとしています。

併せて、今年から第2水曜日に設定しています。定時退勤日及び夏季休業中の学校閉庁日は松山市統一の休養日といたしました。

(2)適切な活動時間についても、国の基準と同様に、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度としました。

それに加え、松山市の独自の取り組みとして、早朝練習については原則禁止とし、駅伝大会に向けた練習など一時的に学校の取り組みとして行う体力づくり等の活動に限り、校長の承認の下で実施できるようにいたしました。

(3)大会・コンクール前の特別な期間の活動について、これまで様々な大会前に時間を延長して実施していた強化練習を中学校体育連盟の主催大会や文化部の連盟等の主催大会に限定し、時間を延長して活動する場合は、早くても1か月前から、延長分を休養日に振り替えることで実施可能とする弾力的な運用をすることとしました。

ポイントの2つ目は、活動状況の見える化です。

少し戻っていただきまして資料14ページ中段下の「3適切な運営のための体制整備」をご覧ください。

(1)部活動の活動方針の策定として、学校は、先ほどご説明いたしました「適切な休養日等の設定」の内容や方針の中の留意点等を考慮した「学校の部活動に係る活動方針」や「年間の活動計

画」「毎月の活動計画」を作成し、策定した活動方針及び活動計画を、保護者だよりや学校のホームページ等により公表することとしました。

計画等の作成にあたり校長会からは、教員の負担にならないように簡単にできるひな型を示してほしいとの要望がありましたので、教育委員会で計画書のひな型を作成しお示しすることとしています。

また、(2)指導・運営に係る体制の構築では、学校は、適正な数の部活動を設置することや部活動指導員、外部指導者の配置の検討、活動計画や活動実績を把握し運用を徹底することとしています。

今後は、市内の全中学校で「学校に係る部活動の方針」「年間及び毎月の活動計画」を策定し、ホームページ等に掲載するなど公表し、9月からその方針・活動計画に基づき運用を開始することとしています。

そのほか資料17ページに記載の通り、「生徒のニーズを踏まえた運動部の設置」や「地域との連携」、「参加する大会等の見直し」について地域や学校の実情に応じて順次、取り組むこととしています。

今後、運用にあたっては、留意事項を作成し、学校間の共通認識を図り、校長会等を通じて学校現場の意見を聞きながら、教員や子どもたちにとってより良い部活動になるように取り組んでいきたいと考えています。

駆け足になりましたが、以上で説明を終わります。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見があったら、挙手をお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは次に入りたいと思います。

日程第6 請願第21号「違法行為を行った「日本教科書（株）」を採択しないように求める請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見をお願いいたします。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

はい、この請願第21号につきましては、私どもは文部科学省から、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」という通知をされております。

従いまして、教科書採択の公正確保の観点から、教科書採択についての個別の要望に対して回答はしない、ということを考えております。

以上のようなことから、今回のこの請願は不採択とすべきであると考えております。

以上です。

(教育長)

他にご意見はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

請願第21号「違法行為を行った「日本教科書(株)」を採択しないように求める請願書」について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

はい、全員挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第7 請願第22号「『採択期間中であるから採択の方法等についての公表は行わない』とする『松山市教委の違法・違憲の間違った姿勢』の法的根拠を示すことを求める請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんでしょう

か。

(教育長)

はい、牛山委員。

(牛山委員)

この請願第22号につきましてはですが、教科書採択においては、文部科学省の通知の趣旨に則って、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。

その点からも採択の方法について事前に公表すべきではないと考え、この請願内容については、不採択と考えます。

(教育長)

はい、その他ございませんか。

白石委員。

(白石委員)

教科書の展示会なのでありますが、各都道府県教育委員会がすることになっております。

ですので、文部科学省や各都道府県のホームページで周知をされております。

ですので、以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると思っております。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

請願第22号「『採択期間中であるから採択の方法等についての公表は行わない』とする『松山市教委の違法・違憲の間違った姿勢』の法的根拠を示すことを求める請願書」について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

本日の予定は以上となっております。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年第7回定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

(高木事務局次長)

ご起立を願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。